

国立大学法人和歌山大学教職員の定員等に関する規程

制 定 平成16年 4月 1日  
法人和歌山大学規程第 10 号  
最終改正 令和 4年 3月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第6条第2項に規定に基づき、国立大学法人和歌山大学に勤務する教員、職員及び附属学校教員の定員等について定める。

(教員の定員)

第2条 教員の定員等は、別表第1のとおりとする。

2 教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

(職員の定員)

第3条 職員は、事務職員及び専門職員に区分し、その定員等は、別表第2のとおりとする。

2 事務職員には、次の役職者等を置く。

事務局長、課長、参事役、室長、副課長、主幹、係長、主査、主任及び係員

3 専門職員は、次の各号に分類し、役職者等を置く。

(1) 教育研究支援職員 専門員、専門職員、主任、係員及び教務職員

(2) 学生等支援職員 保健師、看護師、栄養士及び調理師

4 専門職員には前項に規定する役職に加え、役員会の議に基づき別途称号を付与することができる。

(附属学校教員の定員)

第4条 附属学校教員は、教頭及び教諭に区分し、その定員等は、別表第3のとおりとする。

2 附属学校教員は、教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第417号)

この改正規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年2月16日から適用する。

附 則(平成17年4月15日一部改正：法人和歌山大学規程第423号)

この改正規程は、平成17年4月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第508号)

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則(平成19年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第548号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第679号)

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成19年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第752号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1034号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1273号)

## 教職員の定員等に関する規程

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第1344号）

この改正規程は、平成24年9月10日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1378号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1625号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1662号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1789号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2391号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

教 員	230
-----	-----

- 1 各学部または附属施設等に配置する数については別途定める。
- 2 第4期末での員数とする。ただし、人件費総額削減計画の枠内で、上位の職を削減して下位の職に充当するなどの弾力的な運用を可能とする。（以下の別表にて同じ。）

別表第2（第3条関係）

区 分	職 員
事務職員	133
専門職員	

専門職員については職務内容に応じて教員及び教諭の定員を流用することができる。

別表第3（第4条関係）

区 分	附属教員
教頭	3
教諭	69

教諭には、養護教諭及び栄養教諭を含む。